

# 第7章 食品流通局

## 第1節 食品流通対策

### 1 概 要

生鮮食料品等の流通の合理化を図るため、その要となる中央卸売市場及び地域流通の拠点となる地方卸売市場について、最近の卸売市場をめぐる環境の変化を踏まえ第6次卸売市場整備基本方針等を策定した。また、卸売市場における取引について、円滑な流通の確保と需給に見合った価格形成等に資するよう中央卸売市場開設者、卸売業者を引き続き指導した。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るために、食品の流通機構の合理化と流通機能の高度化を図り、あわせて一般消費者の利益の増進と農林水産業の振興に資することを目的として制定された食品流通構造改善促進法を踏まえ、各種の食品流通の構造改善対策を行った。

食品流通の構造改善対策の内容は、①食品流通構造改善促進機構が行う食品流通構造改善推進事業等、②食品商業基盤施設整備事業、③構造改善事業に対する長期低利の資金融通、④食品商業基盤施設に対するNTT-Cタイプ無利子貸付け等である。

食品の品質管理と表示の改善、価格の安定、取引の合理化を図るため、食糧事務所職員等の巡回点検指導により、食品の製造、流通段階における品質管理と表示の徹底、農薬等の使用状況等についての調査点検、価格需給動向の予察、価格高騰時におけるパトロール等を行った。

### 2 食品流通構造改善促進法の概要

食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）の概要是以下のとおりである。

#### (1) 食品流通構造改善基本方針の策定

農林水産大臣は、食品流通審議会の意見を聴いて、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針を定めるものとする。

#### (2) 構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、次の計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

##### ①食品生産販売提携事業

生産者と食品販売業者が提携した安定的取引関係の確立、食品の品質保持施設の整備等生産から小売に至るまでの一連の食品流通の改善を図る事業

##### ②卸売市場機能高度化事業

食品の品質保持施設、物流施設の整備、流通機能の向上、卸売市場事業者の資質の向上等卸売市場の機能の高度化を図る事業

##### ③食品販売業近代化事業

共同仕入れ・共同配送の実施、食品の品質保持施設の整備、販売業務施設の整備、食品販売事業者の経営の改善等により食品販売業の近代化を図る事業

##### ④食品商業集積施設整備事業

食品情報の提供等消費者の利便の増進を図る施設を併設した食品販売業者の店舗の集積施設を整備する事業

#### (3) 支 援 措 置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業を実施する者に対し、以下の助成策を講ずる。

##### ①国の補助 ((2)の②及び④)

②農林漁業金融公庫等に食品流通構造改善貸付制度を創設

##### ③税制上の特例措置

##### ④助食品流通構造改善促進機構による支援推進等

#### (4) 食品流通構造改善促進機構の指定

農林水産大臣は、食品流通の構造改善を促進することを目的とし、次の業務を適切かつ確実に行うことができる民法法人を、食品流通構造改善促進機構として指定することができる。

①計画に基づく構造改善事業を実施する者に対する債務保証

②計画に基づく構造改善事業への参加

③コンサルティング、情報、ノウハウの提供

④地域特産品等の流通、消費の増進

⑤食品流通に関する調査研究等

### 3 中央卸売市場

#### (1) 概況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（第1次：46～55年度、第2次：51～60年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：3～12年度）に基づいて整備統合が進められており、50年度末には45都市80市場、7年度末には56都市88市場（青果・水産市場33市場、青果・水産・花き市場15市場、青果・花き市場7市場、青果市場17市場、水産市場6市場、食肉市場10市場）となっている。

#### イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の認可を要するが、この認可を受けた卸売業者は、7年3月末で青果部114、水産物部96、食肉部10、花き部24、その他19、で計263である。

また、卸売業者の6年度の取扱金額は青果2兆7,674億円（前年比98%）、水産物3兆415億円（同97%）、食肉2,292億円（同98%）、花き1,270億円（同103%）、その他1,073億円（同96%）となっている。

#### (2) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備は、物価対策のみならず、広く都市政策の観点からも強く要請されている。

このため、国は、中央卸売市場整備計画に即して行われる中央卸売市場の施設整備に対し、次の補助体系により助成を行った。

#### ア 補助率

	基幹施設	関連施設	附属施設
新設市場	4／10	1／3	1／4
既設市場	1／3	1／4	1／5

#### イ 補助対象施設

基幹施設……卸売場施設等

関連施設……電気通信設備等

附属施設……加工施設等

6年度における補助対象市場は、29都市42市場であり、補助金額137億5千万円である。

### 4 地方卸売市場

#### (1) 概況

地方卸売市場は地方流通の拠点として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場の補完的機能を果たす

など、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模（青果市場330m<sup>2</sup>、水産市場200m<sup>2</sup>（産地市場は330m<sup>2</sup>）、食肉市場150m<sup>2</sup>、花き市場200m<sup>2</sup>）以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要するが、6年4月現在、総合市場179、青果市場624、水産市場548（うち産地市場343）、食肉市場28、花き市場168の計1,547市場が許可されている。

#### (2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は公設（第3セクターを含む）市場に対して、中央卸売市場の場合とほぼ同様の補助体系により間接補助事業を行っている。

#### ア 補助率

	主たる施設	従たる施設
公設 新設市場	1／3	1／5
改良市場	1／5	1／5

#### イ 補助対象施設

主たる施設……卸売場施設等

従たる施設……電気通信設備等

7年度における補助対象市場は9市場であり、補助金額は5億3千万円である。

このほか、都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われる民営地方卸売市場の施設整備に対しては、農林漁業金融公庫の食品流通改善資金で融資が行われている。7年度には62億8千万円が貸し付けられた。

### 5 卸売市場の災害復旧事業

#### (1) 概況

阪神・淡路大震災により、卸売市場では、神戸市内を中心に卸売場が大破する等、中央4市場、地方6市場において、特に大きな被害を受けた。

このため、卸売市場の災害復旧事業を支援し、生鮮食料品の円滑な流通を確保するため、卸売市場の災害復旧制度を創設し、次の補助体系により助成を行った。

#### (2) 事業内容

##### ア 補助率

中央卸売市場	2／3	（法律補助）
地方卸売市場	1／2	（予算補助）

##### イ 補助対象施設

卸売場、仲卸売場、冷蔵庫、電気・給排水設備等  
7年度における補助対象市場は、1都市2市場（神

戸市中央卸売市場本場、東部市場）であり、補助金額は43億3千万円である。

## 6 食品流通の効率化

### (1) 生鮮食料品輸送動向調査

生鮮食料品の輸送については、自動車による効率的な貨物輸送及び自動車と鉄道、海運等を組み合わせた複合貨物輸送を推進する上での課題の解決方策等について、調査・検討を行い、効率的な貨物輸送による流通コスト低減等を図ることが必要である。

このため、7年度においては、過去2ヶ年の調査を基に、流通コスト低減に向けた総合的な調査・検討を行った。  
(予算額359万3千円)

### (2) 食品流通効率化システム開発事業

食品流通の変化等に対応して効率的な流通を推進するため、生産者・卸売業者・小売業者が当面している流通上の課題についての情報収集、それらの課題の解決方法についての調査検討、その結果に基づく流通効率化の実験事業及びこれらの事業の成果についての広報・普及を行う事業に助成を行った。

(予算額1,877万7千円)

### (3) 食品流通改善巡回点検指導事業

安全かつ良質な食品の供給と表示の改善、需給及び価格の安定と取引の合理化を図るため、食糧事務所職員等による巡回点検指導により食品の生産・製造・流通段階における品質管理と表示の徹底、価格需給動向の予察、価格高騰時におけるパトロール、農薬等の使用状況についての調査点検等を行う事業を実施した。

(予算額1億6,220万3千円)

### (4) 食品物流提携システム策定事業

食品流通関連異業種の組合等において構成員等が相互に提携して食品の物流効率化等を図るために、共同自動発注、共同ピッキング、共同集配ルート等の集荷・配送システムの調査・検討を行うとともに、提携に必要な当事者間の公平性を確保するため、共同利用料金算定システムの調査・検討に対し助成を行った。

(予算額9,924千円)

## 7 商業の近代化

### (1) 食品商業基盤施設整備事業

農産物の輸入自由化の進展、消費者ニーズの多様化、大都市圏の地価高騰、労働力不足の深刻化、大店法の規制緩和等の食品流通事情の変化に対処し、食品流通の合理化・効率化、消費者の多様な選択機会の確保、農林水産業の活性化、環境問題への対応等を図るために、食品流通構造改善促進法に基づく施策の一環としての

支援等として、食品商業集積施設に付帯するコミュニティ施設及び魚腸骨等食品廃棄物処理施設の整備に対し、助成を行った。  
(予算額4億8,100万円)

#### ア 事業概要

##### (ア) コミュニティ施設の整備

食品商業集積施設に付帯する食文化公共施設、駐車場等を整備する。

##### (イ) 魚腸骨等食品廃棄物処理施設の整備

鮮魚小売店、青果小売店等から廃棄される魚腸骨等の食品廃棄物を低コストで共同処理及び高度再利用するための施設を整備する。

##### イ 交付先：都道府県及び政令指定都市

##### ウ 実施主体：第3セクター、事業協同組合等

##### エ 補助率：1／4

### (2) 地域食品商業活性化施設整備事業

新鮮・安全・本物志向等食品に対する消費者ニーズの多様化・高度化及び地場産業において大きなウエイトを占める農林水産業と密接に関係する食品商業の活性化による地域活力の回復・増進が求められていること等に対処して、地場で生産された農産物等の販路拡大を通じて消費者ニーズへの確に対応するため、販売促進施設等の施設の整備に対し、助成を行った。

(予算額2億円)

#### ア 事業概要

地場農産物を販売するための販売促進施設、共同利用施設等を整備する。

##### イ 交付先：都道府県

##### ウ 実施主体：第3セクター、事業協同組合等

##### エ 補助率：1／3

### (3) 食品商業発展基盤強化推進対策事業

国、地方公共団体、食料品小売業者が一体となって、地域の組織的活動の中核となる人材育成等中小食品商業者が互いに連携し、発展のための基盤を強化することにより、食品商業における有効な競争を確保するための条件整備を図ることを目的として、食料品小売業を対象とした食品商業の基盤強化指針の作成・指導、組織の活性化・人材育成、仕入れ・配送業務の共同化、情報化等を推進するための指針策定、モデル的事業の実施等により、食品商業発展のための基盤強化の促進を図った。

### (4) 生鮮食料品等流通改善促進事業等

食品販売業者の意識の向上とその経営改善を促進するため、(財)食品流通構造改善促進機構が行う各種事業に対し助成を行った。  
(予算額5億7,896万円)

事業内容は、①傘下会員団体の指導及びその指導者を対象とした講習会の開催等を内容とする組織指導推

進事業、②食品流通業者に対し経営改善のための専門的コンサルティングを行う生鮮食料品等流通改善相談員設置事業、③調査研究及びスライド、機関誌による普及活動を行う調査広報事業、④食品流通業界の中核となる人材養成を目的として流通大学講座等を開講する教育研修事業、⑤優良な中小食料品店の経営技術を集め、経営改善のためのマニュアルを作成する食料品商業先進経営技術集積事業、⑥食料品小売業者等の組織機能の向上等のための食料品小売業近代化推進特別対策事業、⑦優良食料品モデル店認定等を内容とする食料品商業近代化推進対策事業、⑧全国団体の会員を対象とした業種別講習会の開催等を実施する業種別講習指導事業、⑨構造改善計画を作成する者に対しての指導を行う事業等を内容とする食品流通構造改善推進事業、⑩構造改善事業に必要な設備等の迅速かつ一斉な導入を図る食品流通構造改善緊急対策事業、⑪食品流通構造改善促進対策の円滑な推進、中小食品販売業の活性化の推進及び食品卸売業の活性化等を推進する食品流通業活性化総合推進事業、⑫地域伝統芸能を活用して地域の食品商業の活性化を図る地域伝統芸能等を活用した地域商業活性化推進事業、⑬大店法規制緩和、人手不足・後継者難、環境問題への関心の高まり等中小食品小売業を取り巻く環境の変化への対応策の検討とその普及・啓発を図る食品商業活性化推進事業、⑭中小食品小売業の有機農産物の販売に向けた取組みを支援するため、流通サイドと生産サイドの交流を図る有機農産物等流通活性化支援事業等である。

#### (5) 食料品小売業モニター店設置事業

生鮮食料品等の末端流通の現状を迅速に把握し、所要の対応を的確に行うため、50年度から全国主要8都市において食料品小売店をモニター店に委嘱し、食料品の小売動向の報告を求めてきており、7年度においても引き続き実施した。  
(予算額116万円)

#### (6) 食品流通構造改善貸付制度

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るために総合的な施策の一環として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた食品流通構造改善計画に即して行われる食品生産販売提携事業等に関する施設等の整備に対し、農林漁業金融公庫資金(食品流通改善資金)及び系統等金融機関が行う貸付けに対する利子助成による長期低利の資金を融通する食品流通構造改善貸付制度による助成を行った。

#### (7) 生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度

43年度から国民金融公庫に生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度が設けられ、国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として、その近代化、合理化に必要な設備資金に低利融資を行ってきており、7年度においても貸付枠を650億円とし、前年度に引き続き低利融資を行った。

## 8 商品取引

#### (1) 商品取引所の概況

我が国商品市場を国際的に通用する市場にする観点から、平成2年の商品取引所法の改正等を踏まえ、所管商品取引所の合併を推進しているところであるが、

表1 商品取引所一覧(7年8月1日現在)

取引所名	所在地	開所年月日	会員数	うち商品取引員	上場商品	上場商品の内訳(主なもの)	役員数	職員数
東京穀物商品取引所	東京都中央区	昭和27.10.10	198	87	農産物、砂糖	小豆、輸入大豆、とうもろこし、粗糖	22	75
名古屋穀物砂糖取引所	名古屋市	" 31. 8.10	94	36	"	小豆、輸入大豆	19	19
関西農産商品取引所	大阪市	" 27.10. 6	168	65	農産物、砂糖	小豆、輸入大豆、粗糖	23	59
関門商品取引所	下関市	" 28.10. 1	61	42	"	小豆、輸入大豆、とうもろこし	17	20
横浜生糸取引所	横浜市	" 26. 5.12	43	30	繭糸	生糸	16	18
神戸生糸取引所	神戸市	" 26. 5.14	53	28	"	生糸	19	15
前橋乾繭取引所	前橋市	" 27. 7.24	49	25	"	乾繭	17	16
豊橋乾繭取引所	豊橋市	" 26. 5.16	39	25	"	乾繭	15	16
農林水産省所管8取引所合計		市場別延705	同338	3商品			148	238

平成5年10月1日をもって、東京穀物商品取引所及び東京砂糖取引所の合併、大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所及び神戸穀物商品取引所の合併（関西農産商品取引所に名称変更）がなされたのに続き、平成7年4月1日には東京穀物商品取引所及び北海道穀物商品取引所の合併がなされたところであり、農林水産省所管取引所は、12取引所から8取引所に集約化された。（表1）また、平成7年度においては、豊橋乾繭取引所、名古屋穀物砂糖取引所及び名古屋織維取引所（通産省所管）並びに関西農産商品取引所及び神戸生糸取引所の合併協議が進捗し、前者については平成8年10月1日の合併が予定されているところである。

7年度における商品取引所の現物先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資（農産物、砂糖及び繭糸）の出来高は表2のとおり2,866万枚で、これは前年度に比べて27.8%の増加であり、品目別ではとうもろこしが165.7%，乾繭が51.3%，輸入大豆が48.4%，生糸が15.8%の増加、小豆が43.0%，粗糖が26.0%の減少となった。また、売買約定金額も前年度に比べて59.2%増加の約35兆円となった。この結果、通商産業省所管物資も含めた総約定金額に占める農林水産省所管物資の割合は、48.8%となった。

市場管理については、商品取引所の円滑な運営が図られるよう指導するとともに、商品取引所の業務の一層の適正化を図るために、供用品の範囲、規格及び受渡しの方法等に関する諸規定の整備を指導した。

表2 7年度出来高及び約定金額

取引所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
東京穀物商品取引所	16,641	216,483
名古屋穀物砂糖取引所	897	9,383
関西農産商品取引所	3,783	38,893
関門商品取引所	4,049	63,806
横浜生糸取引所	1,380	13,333
神戸生糸取引所	591	5,641
前橋乾繭取引所	656	3,641
豊橋乾繭取引所	664	3,587
農林水産省所管	28,661	354,767
取引所合計		

#### (2) 商品取引所の定款等の変更認可等

##### 7. 6. 7

###### ・業務規程の変更

- ・輸入大豆の取引条件（標準品、限月）の変更（名穀）

##### 7. 6. 15

###### ・業務規程の変更

- ・オプション取引に係る取引時間及び会員の権利

#### 行使申告時間の変更（東穀）

##### ・受託契約準則の変更

- ・オプション取引に係る委託者の権利行使申告時間及び組合せ取引の変更（東穀）

##### 7. 7. 24

##### ・業務規程の変更

- ・生糸検査規則改正に伴う標準品の要件の変更（横糸、神糸）

##### 7. 12. 27

##### ・定款の変更

- ・商品取引員定数の増加（豊乾）

##### 8. 3. 18

##### ・定款の変更

- ・相談役、顧問に関する規定の新設及びシステム取引導入に係る規定の整備（関門）

##### ・業務規程

- ・システム取引導入に係る規定の整備（関門）

（農林水産大臣及び通商産業大臣）の許可を受けた株式会社でなければならない。

(1) 投資家保護を図るために、顧客に対する書面交付義務、報告書の交付、不当な勧誘行為の禁止、金銭の受入禁止等の規定を設けている。

#### (7) 商品投資販売業・顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき、許可を行い、8年3月現在、商品投資販売業者が68社、商品投資顧問業者が11社となっている。8年3月末までの商品ファンドの累計販売額は3,118億円に達した。

## 第2節 野菜対策

### 1 野菜価格の動向

野菜は、鮮度が要求される一方で、貯蔵が困難なこと、必需品的性格が強いことに加え、気象条件により作柄変動が大きいことなどから、需給、価格のかなりの変動が避けられないという特質がある。

7年度の春野菜については、5月上旬までは概ね天候に恵まれ平年並の安定した価格で推移したが、5月中旬以降日照不足等の影響により平年を上回る価格で推移した。

夏秋野菜については、7月には一部の品目が梅雨期の低温等天候不順の影響を受けて平年を上回る水準で推移したが、8月以降出回り量の回復等に伴い、平年を下回る水準で推移した。

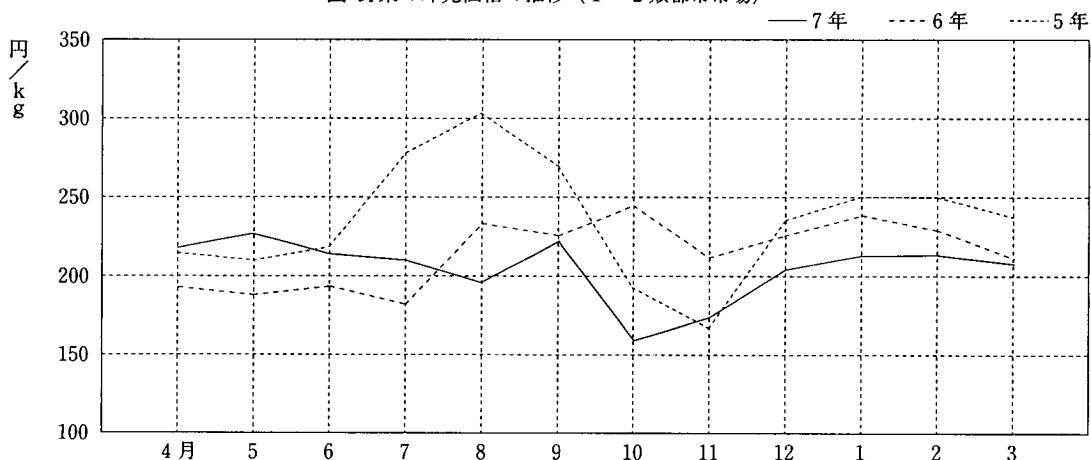
秋冬野菜については、天候に恵まれ、総じて生育が良好であったことから順調な入荷となり、年内、年明

表3 生鮮野菜の消費者物価指数

(全国, 2年=100)

年度・月	指数	前年度比上昇率	年度・月	指数	前年度比上昇率
6	104.4	△8.3	7. 9	109.4	△ 2.1
7	99.5	△4.7	10	95.9	△21.8
7. 4	103.2	0.4	11	86.6	△24.0
5	108.7	13.9	12	90.0	△11.2
6	103.2	13.2	8. 1	101.8	△ 9.5
7	97.9	11.3	2	100.6	△ 7.3
8	101.6	△1.7	3	95.6	△ 5.6

図 野菜の卸売価格の推移 (1・2類都市市場)



資料：農林水産省「青果物流通統計月報」

けともに平年をかなり下回る水準で推移した。

また、7年度の生鮮野菜の消費者物価指数は、全国平均で前年に比べ4.7%減少し、99.5(2年=100)となった。(表3)

## 2 野菜の流通加工対策

### (1) 野菜指定産地

#### 野菜指定産地の指定

需要見通し等から推定される指定消費地域における指定野菜の需要動向に即するように、野菜指定産地の指定を行っており、6年度までに1,198産地を指定したが、7年度においては、更に14産地を追加指定した。他方、指定後の社会経済条件の変化により、既指定産地のうち10産地の指定解除を行った。このため、野菜指定産地は4産地増加し、合計1,202産地となった。

#### (2) 先進的農業生産対策推進指導

##### ア 野菜指定産地活性化推進調査事業

野菜指定産地の指定、活性化等の基礎資料とするため、野菜指定産地を中心に生産出荷構造の動態を把握するとともに生産出荷見通しを作成するのに要する經

費に対して助成した。

(予算額6,480万円)

##### イ 野菜指定産地計画育成推進事業

##### (ア) 野菜指定産地計画育成推進事業

社団法人日本施設園芸協会が、野菜指定産地を計画的に育成していく上で必要となる基本方針を策定するための事業を行うのに要する経費に対して助成した。

(予算額603万9千円)

##### (イ) 野菜指定産地計画育成推進指導費

都道府県が、野菜指定産地を計画的に育成するため候補地を選定し育成計画の樹立及び調査指導等の設置等を行うのに要する経費に対し助成した。

(予算額435万4千円)

### (3) 食品流通加工消費改善等対策

#### ア 野菜出荷規格適正化等推進事業

国の標準規格の簡素化(平成5年度より順次実施)の方向に沿って、産地においても規格の簡素化を推進するため、流通関係者及び消費者に対して、簡素化の必要性・効果等野菜に関する理解を深めるための啓発を実施した。

(予算額6,300千円)

#### イ 輸入急増生鮮野菜緊急実態調査事業

最近輸入が急増し、国内産地と競合する輸入生鮮野菜について、輸入品の評価、位置付け、輸入動向等を把握するとともに、その結果をもとに国内産地強化のための要件を明らかにし、実需者等のニーズに対応した野菜生産の振興を図るために、輸入生鮮野菜の実態調査を実施した。

(予算額3,240千円)

#### ウ 原料野菜取引安定化対策事業

フードシステム高度化対策の一環として以下の事業を実施するのに要する経費に対し助成した。

##### (ア) 原料野菜契約取引推進

原料野菜の契約取引の高度化等を推進し安定供給を図るため、全国段階で、契約取引推進に係る基本方針やマニュアルの作成、需給動向や実需者の意向の把握等に基づく契約取引推進活動等を行なった。

(予算額21,675千円)

##### (イ) 原料野菜契約取引推進事業

原料野菜について、契約取引の定着化を通じ、国内で自立可能な安定供給体制を緊急に確立するため、都道府県段階で契約取引の推進活動を支援するとともに、産地段階で加工専用生産出荷体系の導入や規模拡大に必要な条件整備等を実施した。

(予算額685,920千円)

### 3 野菜価格安定対策

#### (1) 計画生産出荷

##### ア 野菜需給均衡総合推進対策事業

近年、野菜の需給は、消費面において食生活の多様化、健康志向、品質重視、若年層の野菜離れといった傾向がみられる中で、生産面では、担い手の減少、高齢化等労働力面での制約や連作障害の発生等の問題が生じている。

このような中で、需給均衡に向けた生産出荷団体の自主的な取り組みを一層助長するとともに、野菜全体にわたる計画的な生産出荷を総合的かつ細かく推進することとして引き続き「野菜需給均衡総合推進対策事業」を実施した。

##### (ア) 野菜需給均衡総合推進事業

###### a 野菜需給均衡推進事業

全国の需給動向を踏まえた生産出荷の基本方針に関する認識の統一等を図るために、全国農業協同組合中央会が、その系統組織を活用して、野菜需給会議の開催、生産出荷担当者の研修会、野菜需給情報誌の発行及び産地の指導、また、指定野菜以外の主要な野菜の計画

的な生産出荷を推進するため、全国農業協同組合連合会（全農）がその組織を活用して、都道府県段階及び全国段階で生産出荷安定協議会を開催した。

##### b 重要野菜需給調整推進事業

キャベツ、たまねぎ等消費生活上重要であり、特に需給の安定を図る必要のある野菜（重要野菜）について、全農がその系統組織を活用して都道府県段階及び全国段階で生産出荷適正化協議会を開催し、生産出荷計画を作成するとともに、計画に基づく生産出荷を推進した。

###### (イ) 重要野菜緊急需給調整事業

(ア)のbの計画生産出荷を推進する過程で、重要野菜の著しい価格変動に対処して全農が系統組織を活用して産地調整等の緊急需給調整を行なうために、(イ)全国野菜需給調整機構が必要な資金の造成を行なった。

##### イ 野菜指定産地生産出荷協議会

重要野菜を除く指定野菜については、野菜指定産地、都道府県及び地域ブロック段階で野菜指定産地生産出荷協議会を行い、生産出荷の合理化・計画化等を推進した。

###### (参考) 7年度協議会等開催実績

全国野菜需給会議	2回
全国生産出荷適正化協議会	8回
地域生産出荷協議会	50回

###### (2) 指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、前年度に引き続き、野菜供給安定基金が、指定野菜の指定消費地域における価格の著しい低落が野菜生産者に及ぼす影響を緩和するために、価格補てん事業を実施した。

この事業の適正円滑な運営を期すため、7年度においては次のとおり事業の拡充強化を図った。

###### ア 価格補てん対象地域・種別の拡大

九州ブロックのうち長崎・熊本・大分及び宮崎地域における夏ねぎ、沖縄ブロックにおける春レタスを追加し、延べ920品目とした。

###### イ 交付予約数量の増加等

野菜指定産地から指定消費地域に出荷される指定野菜について、価格補てん事業のカバー率を高めるため、交付予約数量の計画的増量を行なった。

本事業の7年度における資金造成総額は877億5,068万円（別に国庫債務負担行為限度額143億5,076万円）、道府県を通じ11億8,824万円を助成した。

7年度における価格差補給交付金の交付額は、64億4,350万円であった。（表4）

表4 交付予約数量、資金造成額及び交付金交付額  
(7年度) (単位:t, 千円)

種 別	交付予約 数 量	資 金 造 成 額	付 交 金 額
キャベツ	春 94,333	2,552,677	167
	夏 秋 163,262	3,485,280	576,316
	冬 213,667	5,361,569	135,209
	計 471,262	11,399,526	711,692
きゅうり	夏 秋 100,127	5,215,767	355,443
	冬 春 95,106	5,909,275	832,681
	計 195,233	11,125,042	1,188,124
	秋 冬 20,338	1,078,291	0
だいこん	春 22,313	552,723	624
	夏 46,305	1,260,223	15,021
	秋 冬 140,873	3,055,271	19,489
	計 209,491	4,868,217	35,134
たまねぎ	386,516	8,902,369	0
トマト	夏 秋 77,534	4,378,324	138,252
	冬 春 50,387	3,730,482	344,976
	計 127,921	8,108,806	483,228
	夏 秋 31,598	1,746,453	171,064
な す	冬 春 51,401	3,595,941	401,336
	計 82,999	5,342,394	572,400
	春 夏 62,564	2,506,762	17,241
	秋 17,145	551,852	80,130
にんじん	冬 81,802	2,230,961	49,047
	計 161,511	5,289,575	146,418
	夏 8,994	617,049	9,987
	秋 冬 41,181	2,449,196	5,245
ね ぎ	計 50,175	3,066,245	15,232
	春 32,838	636,217	4
	夏 81,650	1,933,514	196,880
	秋 冬 142,033	2,139,199	33,880
はくさい	計 256,521	4,708,930	224,764
	89,860	2,687,954	0
	夏 秋 21,660	1,322,161	185,459
	冬 春 43,465	3,917,591	378,538
ほうれんそう	計 65,125	5,239,752	563,997
	33,001	2,779,435	60,218
	春 38,389	1,793,990	12,241
	夏 秋 105,249	4,381,356	1,237,719
レタス	冬 109,245	6,978,795	1,191,988
	計 252,883	13,154,141	2,441,948
	合 計 2,402,836	87,750,677	6,443,155

### (3) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、前年度に引き続き、地域農業振興上の重要性、国民消費生活安定上の重要性等の観点から、指定野菜に準ずる野菜(特定野菜)並びに都市圏の野菜産地及び野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地から出荷される指定野菜について、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法人(以下「野菜価格安定法人」という。)が行う価格差補給事業に対し、野菜供給安定基金を通じ助成を行った。

7年度においては、特定野菜として、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みつば、メロン(温室メロンを除く。)、やまいのいも及びれんこん(合計27品目)ほか、しとうがらし、わけぎ及びらっきょうが特にその供給の安定を図る野菜として地域を限定して特認野菜に指定されている。

なお、7年度においては、野菜価格安定法人が行う価格差補給事業に対して野菜供給安定基金が助成するために要する資金造成費として、同基金に対し7億1,169万円を助成した。

7年度においては野菜供給安定基金が実施計画を認定した価格差補給事業の実績は、次のとおりである。

交付予約数量	426,562t
野菜価格安定法人必要造成額	134億2,460万円
野菜供給安定基金準備額	74億5,173万円
7年度分に係る価格差補給交付金交付額	8億2,681万円
同上の野菜供給安定基金助成額	3億1,661万円

#### (4) 野菜価格安定緊急対策事業

##### 野菜売買保管等事業

作柄変動に伴う野菜の価格高騰に備えて、野菜供給安定基金を通じ、たまねぎ、キャベツ等を買い入れ、保管し、これを価格高騰時又は高騰するおそれがある場合に売り渡す野菜売買保管事業を引き続き実施した。(たまねぎ等19,800t、キャベツ等17,600t)

また、台風等による野菜の生育初期被害に備えて、野菜供給安定基金を通じ、あらかじめキャベツ等の苗を契約生産し、被災時に産地からの申し込みに応じてこれを供給する野菜予備苗供給事業を引き続き実施した。(キャベツ等の苗393.2万本)

## 第3節 食品産業等農林関係

### 企業対策

#### 1 中小企業行政

##### (1) 中小企業の組織制度

###### ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、8年3月末現在で総数756組合(うち連合会は80)となっている。

#### イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、8年3月末現在で59組合（うち全国を区域とする商工組合は12組合、連合会は14組合）となっている。

#### （2）中小企業近代化の促進

##### ア 近代化計画及び構造改善計画の策定等

中小企業近代化促進法（昭和38年法律第64号）に基づく農林関連業種の指定業種、特定業種について近代化計画に基づき、平成7年度の構造改善計画を作成し、農機具販売整備業、普通合板製造業、小麦粉製造業、米穀卸売業、一般製材業及びしょうゆ製造業の構造改善事業を前年度に引き続き実施した。

##### イ 金融税制上の助成状況

金融上の措置としては、中小企業金融公庫及び国民金融公庫による中小企業近代化促進貸付及び構造改善貸付のほか、中小企業事業団による構造改善等高度化貸付を行った。

また、税制上の措置としては、特定業種に対する機械等の割増償却等の制度を適用した。

#### （3）不況対策

貿易構造の変化や原材料の供給減等の影響を受けている農林水産関連業種については、中小企業体质強化資金助成制度の中の事業転換貸付の対象業種に指定し、金融上の特例を受けられるよう措置し、事業転換の円滑化等に努めた。

（農林水産関係の全国指定業種…17業種、同地域指定業種…5業種）

#### （4）中小企業金融制度

##### ア 中小企業設備近代化資金助成制度

中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）に基づく中小企業設備近代化資金貸付については、6年度貸付総額391.8億円となっている。

なお、当省関係指定業者（35業種）に対する貸付状況は表5のとおりである。

##### イ 中小企業金融三機関による融資

中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫の7年度融資における貸付計画額はそれぞれ28,525億円、41,260億円、1,800億円（制度枠）であった。農林水産業関係業種に対する貸付実績は表6のとおりである。

表5 中小企業設備近代化資金貸付状況

業種	金額（百万円）
農林水産業	4,291

（注）中小企業庁調べ。（6年度）

表6 6年度中小3機関の農林水産関係業種貸付実績

業種	中小公庫	国民公庫	商工中金
----	------	------	------

食料品製造業	102,871	50,405	255,841
木材、木製品製造業	44,608	69,479	358,712
計	147,479	119,884	614,553

（注）1 中小公庫、国民公庫、商工中金資料による。

2 食料品製造業には酒類を含む。

3 他の農林水産関係業種については、統計上分類されていない。

4 商工中金については、6年3月末現在の貸付残高である。

#### ウ その他

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による倒産関連保証制度の保証の特例措置を引き続き講じた。

#### （5）特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づく特定農産加工業として、平成元年度から平成7年度までの間に、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しおでん粉製造業、馬鈴しおでん粉製造業、こんにゃく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、牛肉調製品製造業、豚肉調製品製造業、乳製品製造業の12業種を、関連業種として甘しお加工食品製造業、馬鈴しお加工食品製造業果実加工食品製造業、こんにゃく粉製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業、食肉調製品製造業を指定し、これらの者が輸入の自由化等の著しい変化に対応して経営改善措置計画等を実施するのに必要な長期、低利の融資措置及び税制措置を前年度に引き続いて実施した。

## 2 一般企業行政

#### （1）金融制度

##### ア 日本開発銀行融資

日本開発銀行の7年度における資金運用は「平成7年度日本開発銀行の資金運用に関する基本方針」（平成7年7月14日閣議決定）に基づいて行われ、内外経済環境の変化に即応し、国民福祉の向上に資するため、我が国経済社会の安定的発展のための基盤の充実を図

ることを基本とした政府融資が行われた。

貸付金の規模は2兆3,040億円であり、そのうち、当省関係の特権として、生活・都市基盤整備枠5,440億円があり、食品流通対策、食品工業団地及び遠洋漁業の各資金が特掲されている。融資の実行に際しては、生活・都市基盤整備枠の各資金等の融資について、同行に対し、融資対象企業の推薦を行った。

なお、融資状況は表7のとおりである。

表7 7年度日本開発銀行当省関係融資状況

業種	金額(百万円)
食品流通対策	3,010
食品工業団地	30
飼料供給体制	1,540
その他	3,520
合計	8,100

(注) 日本開発銀行調べ。

#### イ 北海道東北開発公庫融資

北海道東北開発公庫の7年度における貸付規模は2,546億円で、そのうち当省関係の農林水産関連企業に対する融資状況は表8のとおりとなっている。

表8 7年度北海道東北開発公庫当省関係融資状況

業種	金額(百万円)
農村地域工業等導入促進	2,500
国有林野総合利用	1,100
特定農産加工	100
合計	3,700

(注) 北海道東北開発公庫調べ。

#### (2) 税制

7年度の税制改正は「租税特別措置法の一部を改正する法律」が3月31日に平成7年法律第55号「地方税法の一部を改正する法律」が同日法律第40号としてそれぞれ公布され、関係政省令、告示等の整備により4月1日施行となった。

農林水産関連企業等に関する7年度税制改正の概要は次のとおりである。

(注) 「措」租税特別措置法「地」地方税法

##### ア 拡充された措置

特定農産加工業経営改善臨時措置法の適用対象に追加される対象業種について、特例措置の適用対象に追加

##### イ 延長された措置

(国税関係)

(ア) 特定農産加工業経営改善臨時措置法等に基づく産業構造転換用設備を取得した場合等の特別償却制度(措44の4)

(イ) 事業協同組合等の留保所得の特別控除制度(措61)

(ウ) 特定の事業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例措置(措66の12)

(エ) 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除制度(措10、42の4)

(オ) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額等の特別控除制度(措10の4、42の7)

(カ) 公害防止用設備及び脱特定物質等対応型設備の特別償却制度(措11、43)

(キ) 食品流通構造改善促進法に基づく店舗用又は倉庫用の建物等及び中小売商業振興法に基づく共同利用施設の特別償却制度(措11の6、44の8)

(ク) 中小企業者等の機械等の特別償却制度(措12の2、45の2)

(ケ) 中小企業近代化促進法に基づき中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却制度(措13の2、46)

(コ) 農業経営基盤強化促進法に基づく個人等の機械等の特別償却制度(措13の3、46)

(メ) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度(措18、52)及び同組合等が取得した固定資産の圧縮記帳の特例措置(措66の10)

##### (地方税関係)

(ア) 営業用倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置(地附15)

(イ) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置(地附15)

(ウ) 食品流通構造改善促進法に規定する食品商業集積施設に係る事業所税の課税標準の特例措置(地附32の3の2)

(エ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく個人の事業所税の課税標準の特例措置(地附32の3の2)

#### (3) 食品産業技術対策

##### ア 新技術開発事業

① 食品産業センターが行う、食品産業全体に共通している技術問題等に関する開発研究に対し、前年度に引き続き助成を行った。

##### イ 食品加工における熟練判断処理技術の開発

食品産業における消費者ニーズの多様化、商品のライフサイクルの短期化、労働力不足等への対応を図るために、熟練者の勘、経験で機械を操作する動作に匹敵する判断及び指令を行う判断処理技術の開発を行うこととし、食品産業インテリジェンスコントロール技術研究組合が行う「食品加工における熟練判断処理技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

**ウ 食品産業における廃棄物再生利用技術の開発**

食品産業において発生する副産物・廃棄物から新たに工業原料、食品素材等となる有用物質を効果的に抽出し、廃棄物の減溶化等を行うため、食品産業エコ・プロセス技術研究組合が行う「食品産業における廃棄物再生利用技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

**エ 食品中の生理活性物質の機能変換技術の開発**

バイオテクノロジー技術及び生体分子の立体構造解析の手法等を用いて、新たな食品素材としての生理活性物質を設計・開発するための基盤技術の確立及び食品素材としての適性等の評価技術の開発を行うため、(財)農林水産先端技術産業振興センターが行う「食品中の生理活性物質の機能変換技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

**オ 食品産業利用バイオセンサー技術の開発**

酵素や微生物等の持つ機能を用いたバイオセンサー(生物化学検知器)を食品製造における品質管理等に活用する技術開発を推進するため、(財)農林水産先端技術産業振興センターが行う「食品産業利用バイオセンサー技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

**カ 新食品素材機能発現機構制御技術の開発**

積極的な健康維持・増進に対する消費者の関心の高まりに対応し、新しい機能を有する食品の開発を推進するため、ニューフードクリエーション技術研究組合が行う「新食品素材機能発現機構制御技術の開発」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

**キ 食品産業における生物活性利用等再資源化技術の開発**

資源・エネルギーの有効利用の可能性の高い食品産業の製造工程全般について、酵素、微生物の機能を活用した再資源化等により環境への負荷を低減する技術開発を推進するため、平成7年度から新たに食品産業環境保全技術研究組合が行う「食品産業における生物活性利用等再資源化技術の開発事業」に対し、助成を行った。

**ク 食品産業における排水中の有害物質等除去技術の開発**

食品産業の排水中に含まれるトリハロメタン前駆物質等の有害物質を除去する技術開発を推進するため、平成7年度から新たに食品産業環境保全技術研究組合が行う「食品産業における排水中の有害物質等除去技術の開発事業」に対し、助成を行った。

**ケ 高品質保持フードシステム技術確立事業**

フードシステム高度化対策の一環として、フードシ

ステム全体について、高品質を保持するための開発技術の現地実証検討及び当該検討結果等に基づく必要な技術開発を推進するため、平成7年度から新たに(財)食品需給研究センターが行う「高品質保持フードシステム技術確立事業」に対し、助成を行った。

**コ 食品安全性向上技術開発事業**

殺菌、異物検出等食品の安全性確保技術の開発を推進するため、(財)食品産業センターが行う「食品安全性向上技術開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

**サ 食品工場安全性向上総合管理システム開発事業**

食品の安全性向上のためには、原料から製品までの素材の安全管理と機械による製造工程全般の安定した管理が不可欠であるため、(財)食品産業センターが行う危険分析・重要管理点管理(HACCP)マニュアル作成及び予防的管理・緊急トラブル対応システム(PMSS)開発のための「食品工場安全性向上総合管理システム開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

**シ 食品産業技術情報活動**

良質な技術情報をオンライン等により中小食品企業に迅速に提供するため、(財)食品産業センターが行う情報の収集・提供体制の整備に対し、前年度に引き続き助成を行った。

**ス 中小食品企業経営基盤強化技術開発事業**

中小食品企業の労働力不足等の問題を克服するため、中小食品企業が活用しうる省力化・自動化・軽作業化、作業環境の改善等の技術開発を効果的に推進するため、都道府県が行う労働力不足解消のための技術開発計画の策定、指導及び普及並びに食品企業及び異業種企業等が行う省力化・自動化・軽作業化、作業環境の改善等の技術開発に要する機械器具及び装置の試作等に対し、前年度に引き続き助成を行った。

**セ 食品産業技術海外協力円滑化事業**

開発途上国の現状に即した食品加工及び外食産業分野の技術協力を促進するため、民間団体が行う需要開発調査、技術者等の派遣・受け入れ等の事業に対し助成を行った。

**ソ 食品産業技術実態調査事業**

中小企業性の強い食品産業の体质強化を図る観点から、作業環境の改善技術事例のマニュアルを作成するとともに食品産業の国際化の進展等に対応した国際競争力の強化を図るために先端技術の実用化動向等について、前年度に引き続き調査を行った。

**タ 技術開発中央支援事業**

フードシステム高度化対策の一環として、食品製造業等の起業化に必要な技術的支援及び異業種企業や生

産者との提携による技術交流を促進するため、平成7年度から新たに財食品産業センターが行う地方レベルの技術アドバイザーの養成、専門技術指導者の派遣によるコンサルティング、総合交流会の開催等の事業に対し助成を行った。

#### (4) 対内外直接投資

##### ア 対内直接投資

我が国は、42年以降段階的に資本自由化措置を実施し、現在、OECD資本移動自由化規約に沿って例外業種（農林水産省所管では、「農林水産業」がある。）を除き原則自由化されている。

農林水産省所管外資系企業は、本年度、146社に新たに外資が導入されたため、資本取引が原則自由化された55年度（現行外為法施行）以降8年3月末現在の累計企業数は、2,702社となっている。

**表9 農林水産省所管外資系企業数  
(新規参入企業数)**

業種 \ 年度	4年度 末累計	(8年3月末日現在)			
		5	6	7	累計
製造業	425	23	23	12	483
飲食業	348	16	24	16	404
農林水産業	61	3	1	2	67
輸出入販売業	1,352	107	87	113	1,659
その他の業種	77	7	2	3	89
合 計	2,263	156	137	146	2,702

(注) 1 農林水産省の届出受理実績による。

2 4年度未累計は55年度以降の累計である。

##### イ 対外直接投資

対外直接投資については、投資先の外国法人が行う事業のうち、農林水産省所管では「漁業又は真珠養殖業」を除き自由化されている。

海外の農林水産関連企業への投資は、本年度125件、10億5,200万ドルの投資が行われたため、8年3月末現在累計投資実績は、4,616件、116億600万ドルとなっている。

#### (5) 企業公害防止策

##### ア 公害対策調査指導

##### (ア) 公害防止普及指導事業

公害防止を円滑に推進するため、農林水産関連企業等に対し、公害防止措置の周知徹底を図るとともに、食品工場等に対し技術指導等を実施した。

##### (イ) 公害防止管理者等資格認定講習会等の実施

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、一定量以上のばい煙、汚水、廃液等工場排出物を排出する特定工場は、

公害防止管理者等の設置が義務づけられている。この公害防止管理者等の資格は国家試験合格者又は主務大臣が行う公害防止管理者等資格認定講習会の課程を修了した者でなければならないこととされている。農林水産省においては7年度において資格認定講習8回（地方農政局等が実施したもの7回、民間団体に委託して実施したもの1回）実施し、全体で459人が資格認定講習を終了した。また、既に公害防止管理者となっている者を対象として、その資質の向上を図るための研修会を開催した。

##### (ウ) 公害情報サービス事業

各地方農政局、沖縄総合事務局及び北海道環境科学技術センターにいわゆる「公害情報銀行」を設置し、農林水産関連企業を対象に、公害防止及び産業廃棄物の処理に関する情報の提供、相談に対する回答、分析機関のあっせん、技術の現地指導、優良事例調査等の業務を内容とする公害情報サービス事業を実施した。

##### (エ) 公害防止施設整備投資調査

農林水産省関連企業が公害防止施設等の設備投資をいかに行っているか等を把握するため、公害防止投資状況調査を実施した。

##### (オ) 公害防止管理者等資格認定講習の委託

地方農政局が設置されていない北海道では、財北海道環境科学技術センターに委託して、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく、公害防止管理者等資格認定講習を実施した。

#### (6) 農林水産関連企業環境対策

##### ア リサイクル推進協議会の事業

深刻な廃棄物問題を解決し、環境保全を図るために、行政、産業界、消費者等が一体となって取り組むことが重要であることから、3年9月に「リサイクル推進協議会」（113団体うち農林水産省関係17団体）が設立され、毎年10月をリサイクル推進月間とし、リサイクルの啓発普及活動など広範なリサイクル国民運動を開展することとなった。

### 3 食品産業行政

#### (1) 食品産業における環境対策の総合的推進

食品産業における環境対策については、食品の生産、流通、消費の各段階を通じた廃棄物の減量化・再資源化に対する取組を促進するため、①環境・リサイクルの総合推進②食品環境負荷評価システムの開発③水源水域水質の保全対策④食品工場排水汚泥・大豆加工食品副産物（オカラ）の利用効率化⑤食品容器のリサイクル⑥廃食用油の需要開拓⑦外食産業から排出される廃棄物の減量化⑧食品流通業のリサイクル対策を実施

し、総合的な取組を行った。

(予算額 12,515万円)

#### (2) フードシステム高度化対策

食品の供給を農水産業のみならず加工・流通・消費を含めた一連の流れ、つまり、フードシステムとして捉え、その変化に対応する必要性が生じている。

このため、食品産業の競争力の強化と国産農産物の利用拡大を目指し、①鮮度・品質等、国産農産物の長所の拡大を図るための国産原料等の安定供給、②価格面・安定供給面での国産原料の短所の克服のための食品加工事業環境の整備、③消費者情報のいち早い具体化による新しい需要への迅速な対処のための流通システムの高度化・実需者や消費者との連携強化及び地域食品の海外市場開拓を推進するための海外アンテナショップの設置、④異業種間の連携を強化するためのボーダレス化への対応等を推進した。

(予算額 23億1,899万4千円)

#### (3) 立地対策

##### ア 工場立地法に基づく立地指導

工場等の立地の適正化を図るために、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づき指導を行った。

農林水産省関連業種で7年度中に工場立地法に基づく届出があったものは352件であった。

##### イ 食品工業団地形成

(ア) 食品工業を取り巻く情勢は、近年、公害規制の強化等著しく厳しさを増してきている。このため、原料の輸入、加工食品の生産及び流通を一体化した食品工業団地の形成を推進し、加工食品の効率的生産体制の整備、生産、流通機能の結合・共同化、流通形態の合理化、ばい煙・排水・廃棄物等の共同処理施設の整備を図ることにより、加工食品の安定供給、生産性の向上による食品企業の国際競争力の強化、公害の防止に努めることとしている。

(イ) 食品工業団地については、39年以降食品工業対策懇談会等において、マスタープランを策定し、その形成を促進してきたが、45年9月に「食品工業団地形成促進要綱」(45農経C第2903号農林事務次官依命通達)を制定して、農林水産大臣が食品工業団地形成計画を認定したものについて、進出企業に対し必要な助言、指導を行うとともに、4年8月から農林水産大臣認定団地に準ずる効果が認められる食品工業団地を対象とした食品流通局長認定団地制度を新たに創設し、日本開発銀行等の特別資金枠による融資のあっ旋を行うよう措置している。

現在、農林水産大臣の認定に係る食品工業団地は、千葉、京葉、衣浦、神戸東部第四工区及び箱崎の5か

所である。

#### (4) 外食産業対策の推進

##### ア 外食産業に対する調査研究

外食産業の健全な発展に資するため、外食産業に関する産業構造、経営動向の調査、各種データの整理・分析を行うとともに、外食産業界、関連業界等への確かな情報、調査研究結果を提供するための総合的な調査研究事業に対し助成した。

##### イ 中食市場の動態の調査

中食市場の拡大に対応して、中食についての消費者行動等について、委託調査を実施した。

##### ウ 外食産業の経営の近代化

(ア) 中小飲食業経営者等への教育研修を行うとともに、外食産業の合理的な表示システムの策定等を行う外食産業経営基盤強化対策事業について、その経費の一部を助成した。

(イ) 営業給食における経営意向等を調査し検討する外食産業経営改善指導事業に対して、その経費の一部を助成した。

(ウ) 集団給食の経営を改善し合理化を促進するための集団給食経営合理化マニュアル作成事業に対して助成した。

(エ) 惣菜産業の経営実態等を把握し品質管理の向上を図る惣菜産業経営実態調査事業に対して、その経費の一部を助成した。

##### エ 食材対策の推進

(ア) 外食向け主要食材の安定確保を図るため、外食産業主要食材利用実態基礎調査事業に対し助成した。

(イ) 地域の活性化と外食産業の振興を図るために、外食産業における未利用食材の開発・利用促進事業に対し助成した。

##### オ 地方における外食産業対策の推進

(ア) 地域における外食産業の健全な発展に資するため、地方公共団体に対し地域外食産業経営合理化対策事業に要する経費の一部を助成した。

(イ) 外食産業を核として、地域の自然環境、農林水産物、観光資源を活かした食のふるさとづくりの推進を図るために、地方公共団体に対して食のふるさとづくり推進モデル事業に要する経費の一部を助成した。

(ウ) 都府県担当者、地域の外食事業者を対象として、外食産業施策、外食産業の動向等について情報交換等を行う「外食産業地方連絡協議会」を各地方農政局において開催した。

##### カ 環境対策の推進

外食産業の廃棄物の実態の調査分析、廃棄物減量化等についての課題の整理及び対策の検討、優良事例の